

# レオクラブ会則

## 第1条 名称

本クラブの名称を〇〇レオ(LEO)クラブとする。

## 第2条 目的

地域社会の青少年に指導力(Leadership), 経験(Experience), 及び機会(Opportunity)を与え, 個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。会員の間に, 友情・親善および相互理解の精神を育成する。

## 第3条 スポンサー

- A. 本クラブは, 〇〇ライオンズクラブによってスポンサーされる。しかし, 本クラブは, そのライオンズクラブの一部ではなく, 本クラブおよび会員は, 前記ライオンズクラブまたはライオンズクラブ会員の持つ権利および特権を持たない。
- B. 本クラブの運営は, すべて〇〇ライオンズクラブの指導監督の下に置かれる。この指導監督は上からの強制ではなく, 自主性を生かしたものでなければならない。その実施に当たっては下記の方法のうちからスポンサーライオンズクラブが選択する。
- (1) すべてのレオクラブの会合または理事会会議には, スポンサークラブから1名またはそれ以上の会員が出席する事。
  - (2) 共通の関心事と計画を話し合い, レオクラブまたはその理事会の決定を再検討するため, スポンサークラブおよびレオクラブそれぞれ3名の代表による月例会同会議を開くこと。両クラブ代表の間で合意に達しない場合は, 最終的にはスポンサークラブの指導が優先する。
  - (3) レオクラブの役員はスポンサークラブの幹事または正式代表に, すべての会合の, 個々の報告書または議事録を15日以内に提出し, 承認を得ること。スポンサークラブは, レオクラブとスポンサークラブそれぞれ3名から成る代表によって問題点を討議する会合を召集することができる。両代表の間で合意に達しない場合は, 最終的にはスポンサークラブの指導が優先する。
- C. 本クラブの運営に関して学校当局の協力を求める場合は, 本クラブおよび会員はその学校の方針および規則に忠実に従わなければならない。

## 第4条 奉仕活動

- A. 本クラブは会則第3条に基づいて, その地域社会において会員が労力による奉仕活動を企画・実施する。奉仕活動の全責任は本クラブにあるが, 奉仕活動が他のレオクラブまたは他の団体と共同して行われた場合はこのかぎりではない。
- B. 本クラブの奉仕活動の財源にはクラブが集めた資金で充てられる。ただし, なんらかの形で返戻することなしにその地域社会のいかなる個人・会社または団体に対しても資金を要請してはならない。
- C. 本クラブは,
- (1) 〇〇ライオンズクラブまたは会員に対して経常的に財政援助を要請してはならないし, またその援助を受けてはならない。
  - (2) スポンサークラブ以外のライオンズクラブに対して財政援助を要請してはならない。
  - (3) 他のレオクラブに対して財政援助を要請してはならない。
- D. 事業によって公衆から得た利益は, 直接・間接を問わず本クラブまたは会員の利益のために使用してはならない。

## 第5条 会員

- A. 本クラブの会員は, よい性格を持ち, かつスポンサークラブのレオクラブ委員会が適当と認めた青少年男女とする。
- B. 種類: 本レオクラブの会員を次のとおりとする。
- (1) 正会員: レオクラブの会員であることから生ずるすべての権利と特権を持ち, またすべての義務を負う会員。他に規定する資格を満たしていれば, この権利はレオクラブおよびレオクラブがその一部を形成しているレオ地区またはレオ複合地区の役職に就く権利並びに表決を要するあらゆる事項に対する投票権を含み, また義務は例会出席, 速やかな会費納入, レオクラブの活動への参加およびレオクラブが地域社会によい印象を与えるような行動を含む。
  - (2) 不在会員: 本レオクラブ所在地から転出したクラブ会員または健康その他正当な理由によって規則正しくレオクラブの会合に出席することが不可能な会員で, レオクラブにとどまることを希望し, これをレオクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6か月ごとにレオクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就いた

## ● NOTE ●

Leo Club of...

Slogan

Sponsor  
(SPLC)

Project  
Activity

合

- り、レオ地区またはレオ複合地区会議において投票することはできないが、レオクラブが要求する会費を支払わなければならない。
- (3) アルファ会員：12歳から成人年齢までのレオクラブ会員
  - (4) オメガ会員：成人年齢から28歳までのレオクラブ会員
- C. 資格保有基間：会員は次の場合、自動的に会員資格を失う。
- (1) 最高制限年齢を超えて1年経過した場合
  - (2) 会則15条に基づいて本クラブが解散した場合
  - (3) すべてのグッドスタンディング会員の3分の2以上の表決による場合
- D. 転籍：本レオクラブは、次の条件が満たされれば、他のレオクラブを退会または退会見込みの者の転籍を認めることができる。
- (1) その会員が前レオクラブを退会してから6か月以内に、転籍申込書が、前レオクラブのスポンサーライオンズクラブから本レオクラブのスポンサーライオンズクラブへの写しとともに本レオクラブに提出され、
  - (2) 退会時にグッドスタンディングであり、
  - (3) 転籍する会員の年齢が、本レオクラブの年齢制限の範囲内にあること。
- 退会と転籍申込の間が6か月を超える場合は、本第5条1項の規定によつてのみ本レオクラブに入会することができる。
- E. 年齢：レオクラブの包括的な年齢の範囲を12歳から28歳までとする。地域の習慣または慣例によつて妥当と考えられる場合は、ライオンズ複合地区ガバナー協議会、ライオンズ単一地区キャビネット、地区未形成地域においてはスポンサーライオンズクラブにより、12～成人年齢までのアルファレオクラブと、成人年齢～28歳までのオメガレオクラブを制定することができる。各レオクラブは、アルファレオクラブであるのかオメガレオクラブであるのかを表明し、国際本部青少年プログラム課に報告する。

## 第6条 会 合

- A. クラブ会合：
- (1) 例会は毎月少なくとも2回、できれば毎週、付則で定められた日時および場所で開かれる。
  - (2) 会長は随時会合を招集することができる。また、10名以上のグッドスタンディング会員からの文書による要請があった場合、会長は随時会合を招集しなければならない。随時会合招集通知は口頭または文書のいずれによつてもさしつかえない。ただし、グッドスタンディング会員に対し、会合の目的および会員の都合を考慮して決定した日時および場所を明示しなければならない。文書による通知の場合、投函をもつて通知済みとみなし、そのあて先は郵送日現在のクラブ登録の住所とする。
  - (3) 定足数：例会および臨時会合の定足数はグッドスタンディング会員の過半数とする。
- B. 理事会会合：
- (1) 定例理事会は付則に定められた日時および場所において少なくとも毎月1回開かれる。
  - (2) 会長は臨時理事会を招集することができる。また、理事会の構成員から文書による要請があった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない。臨時理事会招集通知は口頭または文書のいずれによつてもさしつかえない。ただし、全理事会構成員に対し、会合の目的および理事会構成員の都合を考慮して決定した日時および場所を明示しなければならない。文書による通知の場合、投函をもつて通知済みとみなし、そのあて先は郵送日現在のクラブ登録の住所とする。
  - (3) 定例および臨時理事会の定足数は、会長または副会長のいずれか1名およびその他の理事会構成員3名とする。
  - (4) 本クラブのグッドスタンディング会員は定例および臨時理事会に出席することができる。ただし、理事会の同意なしに発言することはできない。

## 第7条 役 員

- A. 本クラブの役員は会長・副会長・幹事・会計および付則で定められた役員とする。役員はグッドスタンディング会員でなければならない。任期は1年間または後任者が就任するまでとする。会員は上記役職を兼任することはできない。
- B. 会長は任期満了後、引き続いて再選されない。
- C. 本会則に規定のない場合は、役員の仕事は最新版ロバート議事規則による。

## 第8条 理 事 会

Regular Meeting

Officer(s)

President  
Vice-President  
Secretary  
Treasurer  
Director

- 第3条に基づいて：
- A. 本クラブ運営の管理は、グッドスタンディング会員から選ばれた役員および3名の理事によって構成される理事会が当たる。
  - B. 理事会は、クラブによって承認された施策を、クラブ役員を通じて実行する責任がある。本クラブのすべての新しい問題や施策は、定例または特別会合においてクラブ会員に提出されて承認を得るために、まず、理事会で検討、具体化されなければならない。
  - C. 理事会は委員会および役員を統括し、役員による決定または提案を却下することができる。また、正当な理由があれば、役員を解任し、グッドスタンディング会員をその残存任期中の後任者として任命することができる。
  - D. 理事会は会員およびスポンサークラブに対し本クラブ運営の年次報告書を提出する。

Board of directors

#### 第9条 選挙

役員および理事の選挙は、〇〇ライオンズクラブの〇〇委員会の認める手続きに基づいて必要のつど実施される。当選には過半数の投票を必要とする。

Election > Elect

#### 第10条 委員会

財務・奉仕活動その他クラブの運営に必要な常設委員会は付則によって定められる。会長は理事会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

Committee

#### 第11条 会費

- A. 本クラブは、スポンサークラブが国際協会に支払うオリジナルメンバーフィーまたはニューメンバーフィー1名4ドルのほかに、〇〇ライオンズクラブがレオクラブの運営に必要と考慮した額の会費を徴収する。その会費の中には、スポンサークラブから国際協会に支払われる年会費が含まれ、その額がレオクラブからスポンサークラブに支払われる。
- B. 本クラブへの財政上の義務を怠っている会員は、例会もしくは臨時会合における票決の場合またはグッドスタンディングであるか否かを審議する場合、自動的に投票権を失う。支払いが完了するまではグッドスタンディングとは見なされない。

Fee(s)  
Due(s)  
Lion Rate

#### 第12条

会員は本会則および付則に従う。

Constitution  
By Laws

#### 第13条 付則

理事会は本クラブの運営をいっそう効果的にするために必要な付則を提案し、グッドスタンディング会員が採決する。ただし、付則はすべて本会則に反しないものとし、本会則に反する付則およびその改廃はすべて無効とする。

#### 第14条 紋章

- A. レオクラブの紋章は2つの金色のライオンが互いに外側を向き合い、その間に栗色地に金色のLEOのつづりが記された垂直の枠が入ったものとする。



- B. レオクラブの紋章はレオクラブ会員にのみ使用される。会員は在籍中、厳粛に、レオクラブ会員にふさわしい態度でこの紋章をつける資格が与えられる。会員は、退会またはクラブ解散の場合はこの資格を失う。

#### 第15条 存続期間

- A. 本クラブは下記のいずれかの場合はその存続が停止される。
  - (1) 本クラブの解散が会員によって票決された場合。
  - (2) 本クラブの会長または副会長が〇〇ライオンズクラブからスポンサー中止の文書を受領した場合。
  - (3) 本クラブの会長または副会長がライオンズクラブ国際協会から本クラブに授与された結成確認書取り消しの文書を受領した場合。
- B. A項に基づいてクラブが解散した場合、本クラブおよび会員は、個人的にも、クラブ自体としても「レオ」の名称およびマークに関するすべての権利と特権を失う。

**第16条 議事進行**

本会則で規定のない場合は、本クラブ運営に関する議事進行はすべて最新版ロバート議事規則による。

**第17条 改正**

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の採決によってのみ改正され、改正と同時に自動的に効力を発する。

**第18条 会計年度**

本クラブの会計年度は7月1日から6月30日までとする。

Fiscal year

## レオクラブ付則標準版

### 第1条 選挙

- A. 本クラブの役員および理事の選挙は毎年〇月〇日以前に行われる。当選者は選挙後7月1日から正式に就任する。
- B. 役員候補者の指名は、指名書提出または議場からの発言のいずれかによる。役員選挙は候補者指名会合の次の例会で行われる。選挙は無記名投票とし、出席したグッドスタンディング会員の過半数の得票候補者を当選者とする。

### 第2条 入会金および会費

- A. 新会員は〇〇円の入会金を納入する。
- B. 会費は年額〇〇円とする。
- C. いかなる目的のためでも、上記以外の金額を会員から徴収してはならない。

### 第3条 委員会

会長は理事会の承認を得て、下記の常設委員会を設置する。

- (1) 財務委員会——本委員会はすべてのクラブの運営費および奉仕活動の財源を確保する方法を定める任務をもつ。
- (2) 奉仕活動委員会——本委員会は地域社会への奉仕活動の企画および実施の任務を持つ。
- (3) 本クラブの会員のみで構成されている委員会は、正当に成立した例会に出席の会員の過半数の投票によって承認されるまではその企画を実行することはできない。

### 第4条 改正

- A. 本付則は例会または臨時会合においてグッドスタンディング会員の過半数の賛成投票によってのみ改正される。ただし、(a)改正案およびその投票が行われる会合の日時は、少なくとも14日前に定足数が出席している例会で発表され、さらに(b)〇〇ライオンズクラブによって承認されなければならない。
- B. 本クラブの会則に反する付則の条項はすべて無効とする。

### 第〇条

(以下クラブ運営を効果的にするために必要な規定)

## レオクラブの例会

レオクラブの例会は、少なくとも月に2回行われる。下記は例会次第の参考例である。それぞれ地域の習慣や会員の希望に沿うように修正してよい。

### レオクラブの例会

1. 開会宣言 (会長)
2. それぞれの習慣による適切な挨拶・歌・宣言・国旗敬礼など
3. 出席調査 (ゲストがあれば紹介する)
4. 会長あいさつ
5. 幹事報告 (前回の例会の議事録および通信朗読)
6. 会計報告
7. 委員会報告
8. 継続および新規議題審議
9. 余興または講演など
10. 閉会

## レオクラブ役員の責職

### 会 長

会長はレオクラブ運営の最高執行者となる。理事会およびクラブのすべての会合を主宰する。理事会及およびクラブの定例・臨時会合を招集する。常設および特別委員会の委員を任命し、スポンサークラブのレオ委員長の協力を得て、委員会が適切に活動し、報告が適切になされるようにする。クラブの選挙が公正な方法で公示・通達・実施されるよう配慮する。スポンサー・クラブと協力する。

### 副会長

副会長は、会長がなんらかの理由で任務の遂行が不可能になった場合は、会長と同等の権限をもって会長の任務を代行する。副会長在任中の努力が、会長に就任したときに会員から寄せられる支援の度合いを決定するというを常に心にとめておくべきである。

クラブの成功は、活動の中心となる役員の働きいかにかかっている。各委員会の委員長は慎重に選ばれ、優れた業績をあげるようたえず奨励されなければならない。

会長1人だけがいくら努力しても、任務に専念し活動意欲に富んだ役員達の協力がなければ成功は望めない。特に、副会長は会長を助け、会長の目標達成に貢献しなければならない。

### 幹 事

幹事は会長および理事会の指導監督の下に置かれる。幹事の主な職責は、クラブ会合および理事会の議事録、役員名簿、委員の任命、出席記録、会員名簿、アクティビティなどにわたる記録を作成・保管することである。一言でいえば、幹事は記録をとる役員であり、スポンサークラブとの連絡に当たる役員でもある。また、会費その他の納入金を募集し、会計に引き渡し、会計から領収書を受け取る仕事を受け持つ。その他には各種報告書の作成と提出があるが、特に重要なのは「レオクラブ・アクティビティ報告書」を定期的（3か月ごと）に国際本部へ、また「レオクラブ活動並びに会員状況月例報告書」を毎月、月末までに各送付先に提出すること、および「レオクラブ役員および会員報告書」を年1回、5月15日までに届くように国際本部へ送付することである。

### 会 計

会計は、幹事からすべての金銭を受け取り、理事会が推薦する銀行に預金する。クラブの支払はすべて理事会の指示によって行う。理事会に対して、会計報告書を毎月提出する。

### 理事会

理事会は、クラブの全役員と、グッドスタンディングの会員の中から選ばれた3名の理事をもって構成される。

理事会はクラブの執行機関であり、クラブが承認した施策を、各役員を通じて実施する責任を持つ。新しい企画はすべて理事会での審議を経て、例会に提案される。

クラブの支出は理事会の承認を必要とする。クラブは収入を超過する債務を負ってはならない。理事会は、クラブにとって重要でない目的のためにクラブの資金を支出してはならない。

理事会の議決は、特別に規定する場合を除き、多数決によるものとする。

レオクラブの役員は、選出または任命され次第、直ちに自分の任務を調べ、どのようにしたら最も効果的に任務を遂行していけるかを研究してみるべきである。以前にクラブの役員を務めたことのある会員には率直に指導を仰ぎ、その人たちの経験から多くを学び取るようにする。できれば就任前に、前任者から、たとえ2～3週間でも直接実地に指導を受け、任務の遂行に役立つことを学ぶことができれば、それに越したことはない。例えば、会計なら収支のバランス、会長なら目標の設定などについて、前任者から非常にためになる助言を獲ることができよう。クラブの役員および理事はこれらの面について、レオ顧問とも詳しく話し合うことが望ましい。

## レオクラブに関する地区組織 (国際理事会の方針)

- a. 地区ガバナーは、地区レオクラブ・プログラムの発展のために地区レオ委員会を設置しなければならない。レオ委員会は、ライオンズ指導者・リジョンチェアマン・ゾーンチェアマン・元地区ガバナーおよびスポンサークラブの役員で構成される。地区ガバナーおよび地区役員は、レオクラブプログラムに関して、レオ・スポンサー両クラブに助言と援助を与えるが、その権限は地区事項のみに限定される。これは、複合地区の事項に関しては、ガバナー協議会に適用される。
- b. 2つ以上のレオクラブが適当な距離に存在するなら、地区レオ委員の出席のもとに合同会議を開くことが奨励されている。機会があれば、地区内全レオクラブの合同会議を開くこともよい。
- c. 会合はすべて最小限の経費でまかない、レオクラブの経済力を超える出費は避けなければならない。レオ地区組織またはその役員の経費は、ライオンズクラブ国際協会からは支払われない。
- d. 複合地区外で開かれるすべてのレオ会合は、正式なライオンズ行事に併合して開かれるか、または地区や複合地区の適切な共同スポンサーの管轄のもとに開かれなければならない。
- e. 地区レオ委員長補佐  
レオ地区が編成されていないライオンズ地区において、地区ガバナーは、地区レオ委員長補佐を任命してもよい。委員長補佐はグッドスタンディングのレオクラブに所属する会員でなければならない。職責は、レオクラブプログラムの発展や新クラブ結成において地区委員長を補佐することにある。補佐の住所氏名は、毎年国際本部に報告されなければならない。報告に従って国際本部は補佐にレベルピンを送付する。

# レオ地区会則標準版

## 第1条 名 称

本組織の名称は、〇〇レオ地区と称する。

## 第2条 目 的

当地区内のレオクラブプログラムの方針及び、目的を推進するための管理組織を設けることを目的とする。

## 第3条 地区組織

### A項 必要条件及び領域

1 ライオンズ地区（単一または準）内に6またはそれ以上のレオクラブが、ライオンズクラブによってスポンサーされ、ライオンズクラブ国際協会がそれを承認した場合、その地区（単一または準）の地区ガバナーはレオ地区の形成を承認することができる。レオ地区の領域は、それぞれのライオンズ地区（単一または準）の領域と同一でなければならない。

### B項 会 員

本組織は、ライオンズクラブによってスポンサーされ、正式に承認された当該ライオンズ地区（単一または準）内のすべてのレオクラブから構成される。

### C項 レオ地区役員

#### 1. レオ地区会長

レオ地区会長の選挙は毎年の年次レオ地区会議において行われる。

#### (a) 資 格

- (1) 地区内の承認されたレオクラブのグッドスタンディングの会員であること。
- (2) レオクラブの会長を努めた者。
- (3) スポンサーライオンズクラブの推薦を受けた者。

#### (b) 選 挙

##### (1) 指 名

レオ地区会長の指名は、正当な資格のある会員を書面によって指名するものでなければならない。ただし、この書面による指名は、レオ地区会議開会時より少なくとも30日以前にレオ地区幹事に到着していなければならない。上記の手続きに反した指名は、いかなるものも無効である。

レオ地区会長指名は、

- a) 各レオ地区内で承認されたグッドスタンディングのレオクラブによって行われ、
- b) 被指名者が所属するレオクラブによって推薦され、
- c) スポンサーライオンズクラブの推薦を受け、
- d) 正当な資格のある被指名者の指名を受けることに同意する旨の確認を取らなければならない。文書による指名が行われない場合、またはレオ地区会議において選挙されるべき正式に指名された候補者がいない場合は、いかなる代議員も地区会議の議席から有資格者をレオ地区会長に指名することができる。ただし、候補者が有資格者であることが確認されなければならない。

##### (2) 選 挙

レオ地区会長の選挙は無記名投票によって行われ、次の手続きが適用される。

- a) 候補者が2名の場合には、投票の過半数の得票者をもって当選者とする。同数の場合には、1名の候補者が過半数を得るまで投票を継続しなければならない。
- b) 候補者が3名またはそれ以上の場合、投票の過半数得票者をもって当選者とする。1回目の投票で過半数の得票者がなかった場合には、1名の候補者が過半数を得るまで投票を継続しなければならない。但し、投票の結果最小得票者は次の投票においては除外される。
- c) 候補者が1名の場合、過半数の賛成があれば上記の投票規則によらず、満場一致の拍手によってこの候補者の当選を決定することができる。

#### 2. レオ地区副会長

レオ地区副会長の選挙は毎年地区会議で行われる。この役職の資格、指名の手続き及び選挙はレオ地区会長の役職に規定されたものと同じとする。

#### 3. 二重の指名

1人のレオが同じ地区会議でレオ地区会長・レオ地区副会長の役職

## ● NOTE ●

Leo District ...

District

Lions Clubs

International

(District) Governor

Leo District Officer(s)

Leo District President

Leo District Vice-Pres.

Leo District Secretary

Leo District Treasurer



に同時指名され、選出されても同時に1つの役職以外に就くことはできない。候補者が1つの役職の選挙に落選しても、他の役職の選挙には関係しない。もし両方に選出されたならば、この候補者は1つの役職を辞退しなければならない。辞退のあった役職に対しては、他のすべての候補者について再び投票を継続する。

#### 4. 欠員

レオ地区会長が欠員となった場合は、レオ地区副会長が自動的にレオ地区会長となる。レオ地区副会長がなんらかの理由によってレオ地区会長の役職に就任することを辞退した場合は、ライオンズ地区レオ委員長は辞退による欠員の残任期間を埋めるため1名のレオをこの役職に任命することができる。

#### 5. 他のレオ地区役員

レオ地区会長は就任時までにレオ地区幹事・レオ地区会計・及びレオ地区会議またはレオ地区協議会が時に応じて希望し、ライオンズ地区キャビネットが承認したその他の地区役員を任命しなければならない。

#### 6. レオ地区協議会

レオ地区協議会はレオ地区会長・レオ地区副会長・レオ地区幹事・レオ地区会計・地区内の各レオクラブ会長（または各クラブから委任された1名の代表者）及びレオ地区会長によって任命された他の地区役員から構成される。レオ協議会構成員は各1票を持つ。ライオンズ地区レオ委員長は顧問となり、投票には参加しない。

#### 7. ライオンズ地区レオ委員長

ライオンズ地区レオ委員長は、レオ地区協議会の顧問として助言する以外にライオンズ地区キャビネットとレオ地区協議会との正式な連絡員を務めなければならない。また、地区レオ委員長はレオ地区会議のすべての決議をライオンズ地区キャビネットに報告しなければならない。

District ... Leo  
Conference  
Leo District  
Council

Leo Chairperson  
(of district ...)

### 第4条 レオ地区会議

A. レオ地区会議は、ライオンズ地区キャビネットの承認のもとに毎年開催される。このレオ地区がレオ複合地区内の1地区の場合、会議はレオ複合地区会議前30日以内に開催されなければならない。

B. 年次レオ地区会議の場所は、前回の年次レオ地区会議で決定された場所とする。レオ地区会議の日時は、現レオ地区協議会によって決定される。レオ地区協議会によって任命された委員はライオンズ地区レオ委員長と協力してレオ地区会議を計画する。

C. 地区内の承認されたグッドスタンディングの各レオクラブは、グッドスタンディングのクラブ会員10名ごとおよび端数こつて1名の投票権を持つ代議員を送る権利が与えられる。ここでいう端数とは、5名またはそれ以上でなければならない。資格審査締切前に滞納会費が支払われたならば、グッドスタンディングの資格はいつでも取得され得る。この締切時は、各会議の規則によって制定されなければならない。代議員は投票時に自ら出席し1票を投ずることができるが、いかなる問題についても1票を超えて投票することはできない。

D. いかなる会議でも代議員の過半数の出席をもって定足数とする。

E. 会議に出席した代議員の3分の2以上の賛成投票があれば、会議において決議を採択または否決することができる。レオ地区会議によるすべての決議は、ライオンズ地区キャビネットまたは国際理事会いずれか一方のみの決議により撤回させられ、または拒否され得る。いずれの場合でもそのレオ地区会議の決議は無効とする。

Conference  
Convention

Delegate

### 第5条 レオ地区資金

A. 本レオ地区の運営費に充てるため、ライオンズ地区キャビネットの承認に基づいてレオ地区内の各クラブ会員から1名当たり年〇〇円のレオ地区会費を徴収することができる。

レオ地区会費は各レオクラブが徴収し、レオ地区幹事へ前納しなければならない。本会費の支払い回数および期日は、各レオ地区会議で決定する。

徴収されたすべての会費は、レオ地区運営資金を通じて運営される。支出はレオ地区協議会で承認された項目のみに限られる。ただし、協議会はその会計年度内に執行し得る資金を超過した支出を認めて財政の健全性を傷つけてはならない。

B. 銀行取引口座を金銭の収納のため開設する。すべての振り出し小切手および流通証券にはレオ地区幹事の署名および地区ガバナーの指名したライオンによる副署がなされなければならない。

C. レオ地区協議会は、協議会が任命した監査委員によるレオ地区会計の年次監査を受けさせなければならない。前会計年度の監査をうけた貸借対照表および収支決算書を各年次地区会議およびライオンズ地区キャビ

Fund

- ネットへ提出しなければならない。
- D. 各会計年度末におけるレオ地区運営資金の徴収手持残高は、これを保有する者から次期レオ地区協議会へ引き渡さなければならない。また、その徴収手持残高はレオ地区運営資金勘定残高とともに次期レオ地区協議会の収入とみなされる。

#### 第6条 役職名

レオ地区役員は、本会則で規定された役職名のみを使用することができる。地区ガバナー・地区委員長・ゾーンチェアパーソン、その他のライオンズ地区役員とまぎらわしい役職名は一切使用してはならない。

District Governor  
Region Chairperson  
Zone Chairperson

#### 第7条 付則

レオ地区協議会は、レオ地区を能率的に運営するために必要と考えられる付則を提案し、レオ地区会議はこれを採択する。ただし、すべての付則は本会則の規定に反しないものであり、ライオンズ地区キャビネットの推薦を受け、さらにライオンズクラブ国際協会理事会またはその指名した者によって承認されなければならない。いかな付則またはその改正も本会則の規定または国際理事会もしくはその指名した者による決定に反する場合は無効とする。

#### 第8条 継続期間

- A. 本レオ地区は下記事項のいずれかが起こったとき、直ちに廃止されなければならない。
1. 当該レオ地区自体が投票によって廃止を決議したとき。
  2. ライオンズ地区キャビネットからスポンサーを撤回する旨の書面による通知をレオ地区会長が受け取ったとき。
  3. ライオンズクラブ国際協会から取り消し通知の書面をレオ地区会長が受け取ったとき。
- B. A項の規定によって廃止となった場合、レオ地区レベルにおけるレオの名称およびレオの紋章の使用に関するすべての権利と特典は取り消され、当該レオ地区会員は個人的にも集団的にもこれを使用してはならない。そのレオ地区に納入された金銭のすべての残高はライオンズ地区キャビネットに納めなければならない。

#### 第9条 改正

本会則はライオンズクラブ国際協会理事会の決議によってのみ改正することができる。改正が採択された場合、本会則の規定は自動的に改正される。

#### 第10条 会計年度

本レオ地区の会計年度は7月1日から6月30日までとする。